

あなたの被扶養者が、認定要件を満たしているかを確認します。(検認)

「被扶養者認定確認申請書」をご記入いただき、下表の[必要な書類①及び②]を添付してください。(書類はすべて「写し」でも可)

※検認を受けない被扶養者証は無効となりますので必ず提出ください。(地方公務員等共済組合法施行規程第 97 条第 4 項)

収入の有無に関わらず 必要な書類①	収入がある場合について 必要な書類②
<b>所得証明書</b>  <b>または</b>  <b>非課税証明書</b>	◇アルバイト等の給与収入 (※注) ・過去 12 か月分の給与明細書 又は共済様式の証明書  ◇公的年金、個人年金収入 ・振込通知書等  ◇事業所得等 ・確定申告書、 収支内訳書又は青色申告決算書  ◇株等の譲渡、配当所得 ・確定申告書及び明細書、付表など 確定申告不要の場合は年間取引報告書  ◇雇用保険による基本手当 ・雇用保険受給資格者証  ◇傷病手当金など給料に代わる給付 ・給付金決定通知書など
その他、該当者のみ必要となる書類 ①同居要件対象者(配偶者、子、父母、孫及び兄弟姉妹以外)：住民票謄本(続柄入) ②父母等夫婦一方のみ被扶養者の場合：配偶者分の所得証明書又は非課税証明書及び[必要な書類②] ③別居被扶養者に係る送金対象者(送金報告書提出者)：通帳の写しなど ④6 か月以上の期間や未定の期間又は海外転出届を提出し海外に滞在：目的や期間を証明する書類	

(※注) アルバイト等すでに辞めている場合でも、過去 12 か月内に収入があれば、それについてわかる書類が必要です。ただし、認定日前の収入は除きます。

被扶養者に収入がある場合は、書類を揃えるだけでなく、認定要件を満たしているか確認してください。要件を欠いている場合には、すみやかに認定取消の手続きを行ってください。

## 被扶養者について確認する認定要件

### 1 収入は認定基準額内であるか

#### [認定基準年額]

年額 130 万円未満(障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は 60 歳以上の者については、年額 180 万円未満)

ここでの年額とは、毎年 1 月から 12 月までといったことではなく、どの月からもこう 12 か月間をいいます。

また、課税か非課税かではなく、収入の総額が対象です。(一時所得は除く。)

#### [認定基準月額]

108,334 円未満(障害年金受給者又は 60 歳以上の者：150,000 円未満)

収入額が毎月異なる場合に、3 か月連続してこの月額を上回れば、認定できなくなります。なお、雇用契約上で超えている場合(最初から基準額を下回る見込みがないなど。試用期間やトライアル期間も含みます。)や雇用契約の変更、アルバイトの追加などでこの月額を超える場合は、採用時又は雇用契約変更時から、認定できません。

#### [認定基準日額](雇用保険による基本手当受給者)

3,612 円未満(障害年金受給者又は 60 歳以上の者：5,000 円未満)

この額を超える場合、受給中は認定できません。

※父母などの夫婦の一方のみ被扶養者で、配偶者がいる場合は、次の合算限度額も満たしていません。

・ともに 60 歳未満：年額 260 万円未満

・一方が障害年金受給者又は 60 歳以上の者：年額 310 万円未満

・ともに障害年金受給者又は 60 歳以上の者：年額 360 万円未満

ただし、組合員による生計維持関係がなければ、収入基準を満たしていても、認定できません。

### 2 別居する被扶養者に送金しているか

送金の実を確認できる書類がなければ認定できません。

※「別居被扶養者に係る送金報告書」の提出者のみ。

### 3 同居を要件とする被扶養者が別居していないか

配偶者、子、父母、孫及び兄弟姉妹以外は、同居でなければ認定できません。

### 4 組合員以外の者が、当該被扶養者に係る扶養手当等を受けていないか

### 5 就職等により他の健康保険に加入していないか

### 6 その他、生計維持関係があるかなど

父母等の場合、組合員による生計維持関係の調査を行う場合があります。

## 認定取消の例

- ◇パート等の収入に交通費を含めて考えていなかった。
- ◇パート等の収入が 3 か月連続して月額 108,334 円を超えていた。
- ◇パート等の収入が当初から月額 108,334 円を下回る見込みがなかった。
- ◇個人年金の受給額をすべて収入とみていなかった。
- ◇遺族又は障害年金を受給していた。
- ◇雇用保険の失業給付を受給していた。
- ◇収入を証明する書類がない。
- ◇非課税収入や必要経費すべてを収入とはみないと思っていた。
- ◇送金対象被扶養者への送金をしていなかった。(扶養していないなど。)

# 記入例

被扶養者の記載順は、共済システムの続柄順となっています。特に子の記載順については、男→女の順となり生年月日順ではないため、場合によっては見にくくなるかと思いますが、ご了承ください。

## 被扶養者認定確認申請書 №00001

組合員証記号番号	組合員氏名	性別	生年月日	所属所コード	所属所名
公立奈良 700000	コクリキ ミコ 公立 公男	男	昭和53年3月3日 (45歳)	590046	〇〇〇小学校

【被扶養者は、確認対象者のみ表示しています。(7月以降の新規認定者及び18歳の高校生以下は、確認対象外です。)  
※収入の有無にかかわらず、対象者全員の所得証明書または非課税証明書の添付が必要です。(写し可)

続柄	被扶養者氏名	生年月日	同居別居	継続同居別居	収入の有無	所得内訳及び年間所得金額等
妻	コクリキ ミコ 公立 公子	昭和53年5月5日 (45歳)	同居	同居 別居	有 無	6月まで専業主婦 7月からパート 年間約70万円 平成13年4月1日
長男	コクリキ 昂 公立 昂	平成11年10月10日 (23歳)	同居	同居 別居	有 無	雑貨店経営 年間約110万円 平成13年4月1日
長女	コクリキ ラム 公立 ラム	平成12年7月7日 (22歳)	別居	同居 別居	有 無	大学四回生 7月31日までアルバイト 30万円 101-0000 何々区何々1-1-1 平成13年4月1日
父	コクリキ 立夫 公立 立夫	昭和33年6月6日 (65歳)	別居	同居 別居	有 無	令和5年8月5日 取消 令和5年9月26日 提出 送金:父母10万 633-0000 桜井市何々1-1 令和2年1月1日
母	コクリキ 立江 公立 立江	昭和34年1月1日 (64歳)	別居	同居 別居	有 無	老齢厚生年金 40万円 配偶者有 個人年金 50万円 年金 230万円 合計 90万円 送金:父母10万 633-0000 桜井市何々1-1 令和2年1月1日
義母	フクリ 花子 福利 花子	昭和34年2月2日 (64歳)	同居	同居 別居	有 無	遺族厚生年金 100万円 配偶者無 老齢基礎年金 50万円 合計 150万円 同居要件対象者 平成31年4月1日
			同居 別居	同居 別居	有 無	

上記のとおり申請します。  
公立学校共済組合奈良支部長 殿

令和 5年 10月 27日

申請者氏名 **公立 公男**

令和 5年 7月 1日 現在

※二重線、×印及び訂正内容は、朱書きしてください。

[添付書類について]

- ・「雇用形態及び給与支払実績証明書」等の共済様式は、事務担当者様にお尋ねください。
- ・所得証明書又は非課税証明書は、令和4年分の証明であればいつ取得したもので可。

## 左記例の申請書に係る添付書類等

【妻：公立 公子】〔7月からパートを始めた設定〕

- 所得証明書又は非課税証明書
- 「雇用形態及び給与支払実績証明書」又は7月から現在までの給与明細書のコピー
- ★ [所得内訳及び年間所得金額等]にわかるように記入する。  
年間所得金額は、これまでの平均給料月額×12の額を記入する。

【長男：公立 昂】〔雑貨店経営の設定〕

- 所得証明書又は非課税証明書
- 令和4年分の確定申告書のコピーとその収支内訳書（青色申告決算書）のコピー

【長女：公立 ラム】〔大学四回生・無収入、7月までアルバイトの設定〕

- 所得証明書又は非課税証明書
- 「雇用形態及び給与支払実績証明書」又は、令和4年11月から辞めたときまでの給与明細書のコピー  
[所得内訳及び年間所得金額等]にわかるように記入する。  
年間所得金額は、令和5年内の合計収入を記入する。  
※在学証明書の提出は今回求めません。

【二女：公立 レム】〔高校生の設定〕→18歳の高校生以下は確認対象外。記入不要。

【父：公立 立夫】〔無職・老齢基礎年金の受給が始まったことで認定取消の設定〕

- 老齢基礎年金の年金証書のコピー（この証書が自宅に届いた日が認定取消日）
- 受給している他の年金の改定通知書等のコピー
- 「被扶養者申告書」、被扶養者証（保険証）
- ★ 詳細は事務担当者様にお尋ねください。

【母：公立 立江】〔無職・老齢厚生年金と個人年金受給中の設定〕

- 所得証明書又は非課税証明書
- 老齢基礎年金と個人年金の振込通知書等のコピー
- 送金を確認できる通帳の表紙とページのコピー
- 父の所得証明書と年金額が確認できる書類
- ★ [所得内訳及び年間所得金額等]に配偶者の有無を記入する。有の場合は、その配偶者の所得に係る書類も必要。無の場合は、遺族年金の受給有無について確認します。
- ★ 父の取消に伴い送金額を減額する場合は、再度送金報告書を提出いただきます。

【義母：福利 花子】〔無職・遺族厚生年金と老齢基礎年金受給中の設定〕

- 所得証明書又は非課税証明書
- 遺族厚生年金と老齢基礎年金の振込通知書等のコピー
- 住民票謄本（続柄入）
- ★ [所得内訳及び年間所得金額等]に配偶者の有無を記入する。有の場合は、その配偶者の所得に係る書類も必要。無の場合は、遺族年金の受給有無について確認します。

※税の扶養控除申告書の写しの提出は今回求めません。